

令和5年度事業計画

■はじめに

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種や新しい生活様式が浸透したことにより、少しずつ日常を取り戻し始めた1年となりました。その一方で、ロシアによるウクライナ侵攻の影響を受け、食料品や電気・ガス代の急激な値上がりにより物価上昇による家計への圧迫が強まりました。

そのような中、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付について、申請手続きが令和4年9月30日で終了となりました。また、受験生チャレンジ支援貸付事業は、収入基礎額の見直しなどを行い、支援対象を拡大しました。

令和5年度の事業実施にあたっては、令和6年度から5年間の地域福祉増進における活動指針として第五次西東京市地域福祉活動計画の策定が取り組みの目玉となります。あわせて、第五次西東京市地域福祉活動計画を具現化するためにアクションプランを改訂していく必要もあります。

緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付においては、償還手続きが進む中で、借受人の状況を把握しながら、円滑な償還と必要な制度への橋渡しを含めた丁寧な支援が求められます。

令和4年度より実施された重層的支援体制整備事業については、市とより密接な調整のもと事業の充実を図っていくことになります。また、従前から課題となっている生活支援体制整備事業（りんく）と総合相談窓口との連携のあり方、今後策定が予定されている成年後見制度利用促進計画を踏まえた中核機関の設置など、課題は山積しています。

このような状況の中、本会事業のさらなる充実や組織体制の強化、職員の資質向上などに努め、社会情勢や支援施策の変化を踏まえ、市との連携・調整、さらなる工夫を行いながら事業執行に努めてまいります。

1. 第四次西東京市地域福祉活動計画の推進及び第五次西東京市地域福祉活動計画の策定

平成31年3月に策定した「第四次西東京市地域福祉活動計画」に基づき、引き続き地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。また、合わせて、「第四次西東京市地域福祉活動計画を具現化するためのアクションプラン」についても、年次目標達成に向けて進行管理に積極的に取り組んでいきます。

令和6年度から5年間の地域福祉増進における活動指針として第五次西東京市地域福祉活動計画の策定に取り組んでいきます。あわせて、第五次西東京市地域福祉活動計画を具現化するためにアクションプランを改訂します。

2. 組織・職員定員適正化の継続的な検討

地域課題などの解決に関わる相談支援部門の体制充実や必要となる人員の適正確保、職員の定年延長への対応について、職員定員適正化計画に位置付け直し、西東京市との協議・調整を継続的に進めます。

3. 職員のスキルアップ

国や西東京市の動きに合わせて、地域ニーズを的確に把握し、市民の期待に応えるよう、地域づくりを進めます。平成28年に策定した「人材育成・活用基本方針」、平成29年に策定した「職員研修方針」に基づき、本会職員のスキルアップを図るとともに、新規採用職員の計画的な育成に努めます。

4. 自己財源の確保

平成31年3月に改訂された「福しんごうくんの自己財源確保計画（改訂版）」の着実な実行に向けて、全職員が一丸となって、自己財源の確保に取り組みます。

■事業計画概要

＜組織全体の取り組み＞

1. 第四次西東京市地域福祉活動計画の推進及び第五次西東京市地域福祉活動計画の策定

(1) 地域共生社会の実現に向けた取り組み（西東京市スタイルの構築）

西東京市では、福祉分野の相談だけでなく、地域で生活する上において必要となる様々な相談支援を行う総合相談窓口「福祉丸ごと相談窓口」を設置し、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の実施をとおして地域生活課題の解決に取り組んでいます。

本会においても、総合相談窓口の要となる地域福祉コーディネーターの配置により、ふれあいのまちづくりなどの地域福祉活動との連携を深め、地域課題の解決を図る西東京市スタイルの構築にむけ積極的に努めます。また、「第四次西東京市地域福祉活動計画を具現化するためのアクションプラン」を、実施項目ごとに達成に向けて着実に取り組んでいきます。

(2) 第五次西東京市地域福祉活動計画の策定

令和6年度から5年間の地域福祉増進における活動指針として第五次西東京市地域福祉活動計画の策定に取り組んでいきます。あわせて、第五次西東京市地域福祉活動計画を具現化するためにアクションプランを改訂します。

2. 自己財源の確保

(1) 自己財源確保計画の実行

「福しんごうくんの自己財源確保計画（改訂版）」を、プロジェクトチームを中心に全職員が一丸となって取り組むことにより、財源確保に努めます。

また、先進地区の事例研究、26市の取り組み状況の調査などを行うことにより、財源確保の取り組みを検討します。

3. 市内社会福祉法人との連携強化

(1) 西東京市社会福祉法人連絡会の事務局運営

①「西東京市社会福祉法人連絡会」全体および地域公益活動分科会、人材確保・育成活動分科会、広報啓発活動分科会の事務局機能を担います。

②フードドライブ事業、各法人の専門性を生かした相談窓口の実施や災害発生時の協働と地域における公益的な取り組みを充実強化できるよう、連携を図ります。

4. 災害に備えた取り組み

(1) 西東京市との連携

- ①災害ボランティアセンターの設置運営のみならず、近年の台風災害などにおける本会の役割などについても、西東京市所管部署と協議・検討をしていきます。

(2) 災害に備えた訓練の実施

- ①災害時の事業の円滑な継続・実施のために、災害時初動訓練を実施します。
- ②西東京市総合防災訓練において、内容を充実させて災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施します。それにより、災害時には被災市民に対する生活の復興支援を行います。

(3) 西東京市社会福祉法人連絡会との連携・協働

- ①災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施において、西東京市社会福祉法人連絡会と協働します。

<総務課の取り組み>

1. 組織運営・強化

(1) 理事会、監事会、評議員会の開催

- ①社会福祉法に基づいた適切な会議運営を行うとともに、役員、評議員への積極的な情報提供を行い、法令に沿った適正かつ効果的な組織運営に努めます。

(2) 各種計画などの確実な実行と進行管理

- ①人材育成・活用基本方針、福しんごうくんの自己財源確保計画（改訂版）などの各種計画が確実に実行されるよう、計画的に取り組むとともに、その進行管理を行います。
- ②第四次西東京市地域福祉活動計画を具現化するためのアクションプラン、効果的な事務事業評価制度を実施し、事務事業の改善・強化に取り組むとともに、人事考課制度および職員研修方針により職員のスキルアップを図ります。

(3) 財務基盤の強化

- ①社会福祉協議会に対する理解と参加を得るために、様々な媒体や機会を活用した広報活動を強化し、会員加入の促進に努めます。
- ②組織の見直しや必要となる人員の適正確保について、適正な内部留保や退職引当金の確保なども含め、西東京市との協議・調整を進めます。
- ③この3年間、中止を余儀なくされた市民の参加によるチャリティー・市民ゴルフ大会の開催やチャリティバザーの実施の他、募金箱の設置、実習生の受け入れ、外部研修への講師派遣などにより、自己財源の確保に努めます。
- ④「香典寄附」、「相続寄附」、「遺贈」による寄附の方法を市民へ周知し、理解を求めます。
- ⑤「地域福祉応援型自動販売機」事業の拡大に努めます。
- ⑥本会ホームページへのバナー広告の掲載を募集し、その広告料を自己財源の一つとします。

(4) 情報セキュリティの確保

- ①情報セキュリティポリシーの遵守に努めるとともに、情報セキュリティポリシーの実施手順書の整備を順次行います。

2. 調査研究

(1) 西東京市地域福祉活動計画

- ①第四次西東京市地域福祉活動計画及びアクションプランの進行管理をととして、引き続き地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。
- ②第五次西東京市地域福祉活動計画について、西東京市所管部署との連携を図り、地域福祉活動計画策定委員会における協議の上、策定に取り組んでいきます。

(2) 社会福祉法人連絡会

- ①市内社会福祉法人の連携をより深め、「地域における公益的な活動」に法人同士の協働で取り組むにあたり、本会が中心となり積極的に推進します。また、相談窓口に取り組むとともに、災害時の取り組みの実行性について検討を進めていきます。

3. 連絡調整

(1) ネットワークづくり

- ①保健、医療、福祉、教育などの機関や、民生委員・児童委員協議会、ボランティアグループをはじめ各市民活動団体などとの連絡、調整に努め、地域福祉の推進に取り組めます。
- ②市内の市民活動団体や関係機関との連携・協働を図ることで、課題の解決やネットワークづくりを展開します。
- ③西東京市社会福祉法人連絡会への支援および法人連絡会がNPO法人や他団体と連携できるよう、支援します。
- ④地域全体における連携を強化するため、組織内の連携のあり方を協議します。

4. 普及宣伝

(1) 広報活動

- ①広報委員会を中心に、広報力の向上及び広報戦略の検討に取り組めます。
- ②ホームページ、フェイスブックなどのSNSの活用や社協だより、掲示板、パンフレットなどによる広報活動をととして、市民に必要な情報を提供します。
- ③各種事業への市民参加の促進に努めることで普及宣伝につなげます。
- ④本会のキャラクター「福しんごうくん」を活用し、若い世代への本会の存在を周知します。

5. 公益事業

(1) 要介護認定調査事業（市受託事業）

- ①東京都の指定市町村事務受託法人として、西東京市との協働により調査事業の一部を受託し、専門性、信頼性のある要介護認定調査を実施します。西東京市が定めた地域割の順に全市の調査を行います。

<福祉活動推進課の取り組み>

1. 福祉活動推進事業

(1) 相談支援事業

- ①地域福祉コーディネーター事業（市受託事業）
 - ・各日常生活圏域に配置した地域福祉コーディネーター（＝コミュニティ・ソーシ

ャルワーカー）が、地域における個別問題の相談を受け、ほっとネット推進員やふれあいのまちづくり住民懇談会の住民、関係機関・団体と連携して解決に向けて取り組みます。

- ・総合相談窓口の円滑な運営と行政各部署との連携強化に努めます。
- ・重層の支援体制整備事業を適切かつ効果的に推進するため、関係機関、団体などとの連携、協働の強化を図ります。

②生活困窮者自立相談支援事業（市受託事業）

- ・生活に困窮するなどの困難を抱えた市民の相談を受け止め、抱えている課題を適切に把握、分析します。その課題解決のために、就労準備支援事業、ひきこもり・ニート対策事業、家計改善支援事業、生活福祉資金貸付事業などと密接に連携して支援に取り組みます。また、関係機関との連絡調整を図るとともに、必要な社会資源の発掘、開発に努めます。
- ・総合相談窓口の円滑な運営と行政各部署との連携強化に努め、包括的な相談支援体制の構築を図ります。

(2)小地域福祉推進事業

- ①全市的に取り組んでいるふれまち助け合い活動を安定的、継続的に取り組むとともに、連絡会の実施をととして取り組みの標準化と向上に努めます。
- ②地域活動拠点について、近隣住民などの理解と協力を得ながら市民にとって身近な地域の活動場所となるよう運営します。また、新規活動拠点の開設に向けて、関係各所に積極的に働きかけを行います。
- ③歳末たすけあい・地域福祉募金の配分金を活用して、地域福祉活動を推進するため地域活動団体などに助成します。

(3)高齢者地域福祉事業（市受託事業）

- ①高齢者住宅に居住する高齢者の安否確認および相談援助を行うとともに居住者と地域住民の交流を促進します。

(4)生活支援体制整備事業（市受託事業）

- ①高齢者の在宅生活を支えるため、生活支援コーディネーターを配置し、市民やボランティアグループ、NPO、事業者など様々な団体や機関と連携し、生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築します。
- ②地域の中のゆるやかな見守りを市民や市内事業者の協力を得ながら実施するとともに、ささえあい訪問協力員により個別に高齢者の安全を確認します。
- ③要支援状態になり自信や意欲を失ってしまった方が、もう一度「元の暮らし」へ戻るためのサービスである短期集中予防サービス（通所型サービスC）に、関係機関との連携により取り組みます。
- ④第1層、第2層に組織された協議体を運営することにより、地域におけるネットワークを構築し、地域課題を解決するための社会資源の発掘、開発に取り組みます。

2. ボランティア・市民活動推進事業

(1)ボランティア活動の推進

- ①ボランティアニーズを把握し、福祉体験、ボランティア体験などに取り組みます。また、傾聴ボランティアグループ連絡会がより主体的に活動できるよう支援します。

- ②ボランティアの力を借りたい人とボランティア活動をしたい人との調整役を担い、コーディネート業務から導かれる市民ニーズを解決するための事業を企画・実施することで、お互いに助け合える地域づくりを進めます。
- ③西東京市市民協働推進センター事業との一体的運営を推進するとともに、センターの計画「気球くんプラン」に基づいた事業運営に取り組みます。

(2) 災害時に備えた取り組み

- ①災害時のボランティアの確保と災害ボランティアセンター設置時の協力スタッフを増やすため、養成講習会を開催します。
- ②平常時において、災害時の課題解決に向けたネットワークづくりや、災害時における対応につなげる取り組みを行います。

3. 公益事業

(1) 市民協働推進センター事業（市受託事業）

- ①西東京市、市民、市民活動団体、企業などとの連携により、市民活動への参加を促進し、地域における市民活動に関するネットワークを構築することに加え、豊かなコミュニティをはぐくみ、協働によるまちづくりを進めます。
- ②登録団体のニーズを踏まえ、講座などの企画・実施に努めます。
- ③西東京ボランティア・市民活動センター事業との一体的運営を推進します。

4. 募金事業

部署間連携事業の一環として、以下の募金事業を推進します。

(1) 歳末たすけあい・地域福祉募金運動

- ①民生委員、協力員、市民の協力を得て、地域福祉活動の充実を図ることを目的に歳末たすけあい・地域福祉募金運動を展開します。
- ②職員全員で募金活動および募金箱設置先、募金協力事業所の開拓に取り組みます。
- ③配分検討委員会において、地域ニーズに沿った配分を検討します。

(2) 共同募金運動

- ①赤い羽根共同募金運動に協力し、地域福祉の増進を図ります。
- ②民生委員や地域で活動している方々と協働して、募金活動を展開します。
- ③西東京地区協力会に共同募金配分推せん委員会を設置し、地域福祉ニーズを反映させるため、東京都共同募金会の配分委員会に対して意見具申を行います。

<福祉支援課の取り組み>

1. 福祉サービス支援事業

(1) 日常生活自立支援事業（東社協受託事業）

- ①物忘れや認知症の症状がある高齢者や知的障がい者、精神障がい者などが、適切な福祉サービスを選択したり、円滑に利用するための手続きや支払いなどの支援をします。
- ②日常的金銭管理や書類などの預かりを行うことで、安心して地域で生活できるよう支援します。
- ③成年後見制度利用促進法に基づき、権利擁護事業の周知を高めるために、市民、関係機関に向けた市民講演会、出前講座などの充実を図ります。

(2) 権利擁護センターあんしん西東京事業（市受託事業）

- ①成年後見制度利用促進法に基づいて、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などが判断能力の低下により自らの財産管理や日常生活を営むことが困難になった場合に、地域で安心して生活を継続できるよう成年後見制度の積極的な活用や、高齢者などの福祉サービスの利用支援などを図ります。
- ②社会貢献型後見人（市民後見人）の養成研修を、近隣市と合同で実施します。
- ③福祉サービスの苦情対応機関として、苦情（相談）の受付および調整を図ります。
- ④成年後見制度利用促進法における中核機関の体制整備として行政と専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会）との調整を図ります。

(3) 法人後見事業

- ①社会貢献型後見人（市民後見人）が後見人を受任する場合において、西東京市社会福祉協議会は法人として後見監督人を受任し、後見人が行う事務の監督を行います。
- ②本会組織の継続性や、総合的な支援の実施ができることなどの特徴を活かし、弁護士などの他の専門職との調整を図りながら、本会が後見人となる法人後見事業を、平成30年度より試行的に実施しています。この間の課題などを整理し、本格的な実施に向けた準備を行います。
- ③身寄りのない方の生活を支援するための事業実施について、課題整理、検討を行います。

2. サービス提供事業

(1) 在宅福祉サービス事業

- ①地域の中で高齢や障がい、産前産後などにより家事援助を受けたい方と、援助を行いたい方が会員登録をして、会員同士が有償にて援助活動を行うための支援をします。
- ②市民のニーズに対応した、その時々研修などで協力会員のスキルアップを図ります。
- ③車いすの安全な操作のために、借用者にむけた操作の指導及び冊子（マニュアル）の配布を行ない、安全性と貸し出しの充実を図ります。

(2) ファミリー・サポート・センター事業（市受託事業）

- ①地域の中で子育ての援助を受けたい方（ファミリー会員）と、援助を行いたい方（サポート会員）が会員登録をして、会員同士が有償にて援助活動を行うための支援をします。
- ②サポート会員より「ヒヤリハット」「うっかり」の報告を収集し、活動に役立てます。
- ③救急救命講習を実施してサポート会員のスキルアップを図り、活動に役立てます。

(3) 高齢者生きがい推進事業（市受託事業）

- ①福祉会館・老人福祉センターにおいて、健康教室および各種講座を実施します
- ②高齢者福祉大会、高齢者大学などの事業を実施することにより、高齢者の生きがいづくりを進めます。
- ③各館に配置されたコミュニティケア嘱託職員（看護師）により、各館の利用者および地域の高齢者からの相談にあたります。

(4) 介護予防事業（市受託事業）

- ①日常的に閉じこもり傾向にある65歳以上の高齢者が要介護状態に陥ることを防

ぐため、はつらつサロン（通所による介護予防プログラム）を福祉会館など市内6ヶ所において実施して地域と繋がるように支援します。

②対象者の発見のための相談窓口及び事業の周知を図り、対象者の事業参加につながるよう働きかけます。

③ボランティアと協力して、サロンの充実に努めます。

(5) 緊急援護費支給事業

①一時的に市内に立ち寄った金銭を有しない住所不定者で、支援をする必要があると認めた方に対し、交通費を支給し目的地への移動を支援します。

(6) 生活福祉資金貸付事業（東社協受託事業）

令和2年度から始まった「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における特例貸付」に関して、貸付窓口は令和4年度に終了しました。次のステージとして、償還の手続（免除や猶予など）の対象となる市民の方々に丁寧に相談にのり、必要な手続きの支援をし、その他のお困りごとに応じて、つなぎ先についてご案内するとともに、関係機関と連携していきます。

また従来 of 貸付制度についても丁寧に相談にのり、貸付対象とならない場合には関連する他事業との連携を高めて、市民の方々がその事業に繋がるような体制を強化します。

①福祉資金・教育支援資金

金融機関や公的貸付制度での借り入れが困難な所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことにより、その世帯の経済的自立と生活の安定を図ります。

②総合支援資金

一定の条件を満たし、日常生活全般に困難を抱える世帯の生活の立て直しのために、継続的な相談支援を行い、生活費および一時的な資金の貸し付けを行います。

③臨時特例つなぎ資金

離職者を支援するための住居確保給付金や訓練給付金などの公的給付制度、公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対し、当該給付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸し付け、自立を支援します。

④不動産担保型生活資金

現在お住まいの自己所有の不動産（土地・建物）に、将来にわたり住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、その不動産を担保に生活資金を貸し付けることにより、その世帯の自立を支援します。

(7) 受験生チャレンジ支援貸付事業（市受託事業）

①学習塾などの費用や高校、大学などの受験費用について貸し付けを行うことにより、一定所得以下の世帯の子どもへの支援を行います。

(8) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（東社協受託事業）

①ひとり親家庭の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進給付金の支給対象者に対して入学・就職準備金の貸付、また母子・父子自立支援プログラムの策定を受けた児童扶養手当受給世帯を対象に、住宅の借り上げに必要となる資金の貸付を行うことにより、その世帯の自立を支援します。